

8. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 複数の福祉用具を貸与する際の価格の運用方法について

複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを平成27年4月から可能とすることとしたところである。本取り扱いは、複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、利用者に対する福祉用具貸与が適切な利用料によってなされることを目的とするものである。

本取り扱いに関する詳細は通知にてお知らせするので、管下の指定福祉用具貸与事業者及び居宅介護支援事業者等に周知いただきたい。また、各指定権者におかれては、指定福祉用具貸与事業者より新たな利用料（料金表等）が提出された場合、指定事業者に関する要領等の規定に則りご対応をお願いしたい。

② 福祉用具貸与の価格情報の公表について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成21年8月国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知において福祉用具貸与価格に関する項目を表示することを可能としたところであり、663保険者（平成24年度）において取り組んでいただいている。

また、公益財団法人テクノエイド協会がホームページで提供しているTAIS（※）では、福祉用具貸与の利用料に関して、全国的な平均価格と最頻価格を掲載している。これは介護給付費通知と併せた給付の適正化の取り組みとして、利用者の家族や介護支援専門員等、国民に広く福祉用具貸与の利用料の実態について情報提供することを目的としている。

各都道府県におかれては、これらシステムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

※TAIS：「Technical Aids Information System」の略

福祉用具情報システム(TAIS)は、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、当該協会のホームページを通じて、情報発信するシステム

TAISホームページ：<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

(2) 福祉用具専門相談員の範囲について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第397号)により、平成27年4月より福祉用具専門相談員の要件から養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとしており、「福祉用具専門相談員について」の一部改正について(平成26年12月12日老振発第1212第1号厚生労働省老健局振興課長通知)により通知しているところである。

なお、施行(平成27年4月1日)の際、現に養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)である者については、平成28年3月31日までの間においては従前の例によることとしているので、福祉用具貸与(販売)事業者の指定権者におかれては、福祉用具貸与(販売)事業者にその旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

(3) 福祉用具等の保険給付の対象について

福祉用具や住宅改修の新たな種目等の見直し等については、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会等において議論を行った結果、以下の内容について平成27年4月1日から新たに保険給付の対象とするので、ご留意いただきたい。なお、本取り扱いに関する詳細は通知にてお知らせするので、福祉用具貸与事業者等へ周知いただきたい。

① 保険給付の対象となる福祉用具等の追加

サービスの種類	追加する内容
福祉用具貸与	「車いす」に「介助用電動車いす」を加える
特定福祉用具販売	「腰掛便座」に「水洗ポータブルトイレ」を加える
住宅改修	「洋式便器等への便器の取り替え」に「便器の位置・向きの変更」を加える

② 複合的機能を有する福祉用具について

給付の対象とならない複合的機能を有する福祉用具はこれまで給付対象外としてきたところであるが、通信機能を有する認知症老人徘徊感知機器について、給付対象となる福祉用具と給付対象外の通信機能部分が分離できる場合に限り、通信費用は自己負担として当該認知症老人徘徊感知機器を給付の対象とする。ただし、認知症老人徘徊感知機器本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められない。

また、認知症老人徘徊関知機器は、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報することで、その後の対応を支援するものである。従って、民間事業者等へ通報し、それに応じたサービスを提供するシステムに利用される複合機能については対象としていないところである。

(4) 福祉用具の安全性及び利便性の確保について

福祉用具の安全性・利便性を確保する取組として、平成21年度から、福祉用具臨床的評価事業を創設し、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく安全性・操作性に関する評価を行っているところである。

認証された福祉用具の情報は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されているので参考とされたい。

(参考) 福祉用具臨床的評価事業 (テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/gap/index.php>

また、これまでの取り組みに加えて、介護現場において福祉用具の安全な利用・導入を推進するために、ヒヤリハットの事例分析、結果の公表を行う予定であるのでご活用いただきたい。

さらに、消費者庁において公表された福祉用具に関する重大事故については、これまでも各都道府県、市町村等に対して情報提供をしているところである。今後も引き続き当該情報について関係施設等に対して周知いただき、福祉用具の安全な利用の推進にご配慮いただくようお願いする。

(5) 介護ロボットの実用化・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から、また、新たな成長産業としても期待されている。「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、介護ロボットの急速な普及拡大を図る「ロボット介護機器開発5ヵ年計画」を掲げ、それに先立ち平成24年11月には今後重点的に開発等の支援を行う分野を経済産業省と連携して定めたところである。(別紙資料8-1) これらを受けて、経済産業省においては、平成25年度からロボット介護機器開発・導入促進事業として、機器開発を行っている企業に対して支援を行っており、厚生労働省では福祉用具・介護ロボット実用化支援事業により高齢者や介護現場の具体的なニーズに応える介護ロボットの実用化のための環境整備を図っている。(別紙資料8-2)

また、「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)で掲げた「ロボット革命実現会議」では「ロボット新戦略」(平成27年1月23日)(※)を策定